



26 日臨技発第 83 号
平成 26 年 6 月 19 日

都道府県臨床(衛生)検査技師会
会 長 各 位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島 喜文



「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
関係法律の整備等に関する法律」の成立について

謹啓

時下、貴会におかれましては、ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私どもの身分法である「臨床検査技師法等に関する法律(以下、本法という。)」
の一部改正が、今通常国会において、標記一括法により成立致しました。

改正の内容につきましては、臨床検査技師が診療の補助として採血に加え、検体採取が業務範囲として本法に追加されました。具体的な検体採取項目につきましては、今後、厚生労働省令において定められる予定であります。

なお、本法改正の経緯等につきましては、別添において、詳しく記していますので、御参考にして下さい。

謹白

添付資料

- 臨床検査技師に診療の補助として採血に加え、検体採取が業務追加される
(経緯等の説明)
- 臨床検査技師法等に関する法律の改正(抜、新旧対照表)

《連絡先》

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
TEL03-3768-4722 FAX03-3768-6722
Mail : shinozaki-takao@jamt.or.jp
担当常務理事 下田 事務局 篠崎

臨床検査技師に診療の補助として採血に加え、検体採取が業務追加される
(経緯等の説明)

今通常国会において、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(一括法)」が閣法として提出され、6月18日の参議院本会議において可決され成立した。一括法で「臨床検査技師等に関する法律の一部改正」が成立し、臨床検査技師が診療の補助として採血に加え、検体採取が出来ることになった。

これは日臨技からチーム医療推進協議会を通じて、厚生労働省チーム医療推進会議・同チーム医療推進方策検討ワーキンググループにはかったものである。この中で、現行の採血が可能となった理由を引用し、臨床検査技師が行う検査について、その精度を高くするとともに、迅速な処理を行う観点から、当該検査と一貫して行うことが想定されている。従来では業務認証(拡大)においては「侵襲性」が Key Word であったが、同WGの中では「業務の標準化が可能か否か」が改めて Key Word として議論された。むろん医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行うものであって、困難な症例では医師又は歯科医師が直接行うこととなる。

この法律改正に伴い、平成27年4月から我々臨床検査技師が診療の補助として検体採取を行うことが出来ることになったが、具体的な検体採取項目については、今後、厚生労働省令において定められることになる。おおよその検体採取項目として、インフルエンザ等の検体採取、表在からの検体採取、肛門からのスワブでの検体採取が想定されている。しかし、検体採取を行うためには、追加研修の受講が義務化されている。

現在厚生労働省研究班において議論されている臨床検査技師に対する追加研修を、日臨技では生涯教育の一環として展開する。この受講は会員、非会員を問わず臨床検査技師として検体採取に携わるためには必須のものである。

これに先立ち各支部学会において日臨技企画としてセミナーを開催し、技師会としての法改正の取り組みの経緯説明と、法律改正の結果どのような卒前教育と卒後の研修が必要となったかを解説予定である。

(日臨技 常務理事 渉外部門法制度担当 下田勝二)

○ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（抄）（第十四条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 (略)</p> <p>（試験の目的） 第十一条 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）及び同条に規定する検査のための検体（血液を除く。）を採取する行為で政令で定めるもの（第二十条の二第一項において「検体採取」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）について行う。</p> <p>（保健師助産師看護師法との関係） 第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）並びに第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>（試験の目的） 第十一条 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）について行う。</p> <p>（保健師助産師看護師法との関係） 第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）及び第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。</p>